事業No.	4	事業名	あき地の適正管理指導			担当課	予防課	
仕分け結果								
廃止		民営化		市(要改善)	8	市(現行どおり)		

## 主な意見(委員)

## 【市(要改善)】一全員

- ・この事業に係る人件費額に疑問を感じる。通知を発出したあとは様子を見るなど、効率化できる事務もあると思われる ため、抜本的な見直しが必要。
- ・雑草地の現地調査に消防車や救急車で行っていることに疑問を持つ。担当課を変えるべき。現地調査には消防団員 や自治会など市民の力を借りたらどうか。抜本的な見直し、効率化、事業内容の縮小が必要。
- ・担当課を変えることを前提に、抜本的見直し、縮小、効率化が必要。
- ・手厚過ぎるという思いがあり、プッシュ型から苦情対応型へ事業の実施方法を見直すべき。現状を考えれば所管の変更も必要。全ての工程のうち、委託や地元住民など民間活用できる部分があるのではないか。
- ・所管課の変更を含めて実施方法の見直しが必要。現地調査など具体的な方法によって、財産権の制約になり得るような場合には、条例の改正も検討し、より効率的に実施すべき。
- ・所管課を移管しても、市としてトータルでコスト減にならないと意味がないが今の救急・消防に影響があるのは良くない。トータルのコスト減には、民間活用や消防団員の活用、処理依頼通知は2~3年に1度とか悪質なものだけにするとかの工夫を。
- ・縮小、効率化を踏まえながら抜本的な見直しが必要。担当部署を変えるという論点で言えば、今の部署では誰もがおかしいと思うのではないか。市内部でおかしいと思わないことに組織としての自浄作用に疑問が残る。こうした第三者機関に頼らなくても意見が出しあえる体制を構築するべきでは。
- ・あき地問題は、空家問題、ゴミ屋敷問題も関連してくる。問題を広げて課題整理が必要。行政全体としてニーズの再把握が必要。関連する課題も含めた取り組みの際は、課題ごとに所管する組織があっても、取り組みはネットワーク組織でやるべきものと考える。

## 傍聴者の意見等

## 【傍聴者の意見・発言】

なし

市の対応方針				
市対応方針	検討内容			
市(要改善)	あき地の適正管理は長年の指導により、所有者等にも十分理解され、雑草の刈取り処理率も向上しています。このことから、今後の事業手法については、これまでの通知処理型ではなく、より効率的な指導が行えるよう、相談対応型へと変更していきます。 なお、相談対応型へ変更の際は、あき地の所有者等に対し、事業手法の変更及び維持管理の継続依頼の文書を送付し周知します。 また、事業実施にあたっては、環境部門や空家部門、地域コミュニティ部門など関係する部署との連携を図ることとし、相談対応型への移行時期にあわせ、市長部局の適切な部署へ移管します。			